

第8回 全日本ブラック アンド ホワイトショウ 開催要領

1. 目的

全国ホルスタイン改良協議会傘下の酪農家の代表牛を一堂に集め、その体型、資質の改良水準を比較・検討して、今後の改良に資するとともに酪農業の健全な発展を期し、併せて会員相互の親睦と交流を図ることを目的とする。

2. 名称

第8回全日本ブラック アンド ホワイトショウ

3. 主催者

全国ホルスタイン改良協議会（以下「協議会」という）。

4. 後援

静岡県
御殿場市

5. 会期

このショウの日程は次のとおりとする。

平成24年11月20日(火)	13:00～17:00	出品牛搬入
同 11月21日(水)	9:30～17:00	同
同 11月22日(木)	9:30～12:00	同
	18:30～19:30	交歓パーティー
同 11月23日(金)	8:00～15:00	開会式、審査、講評、チャンピオン決定審査
	15:00～	出品牛搬出、会場清掃
同 11月24日(土)	9:30～	出品牛搬出、会場清掃

6. 場所

静岡県御殿場市仁杉 1415-1
御殿場市馬術・スポーツセンター

7. 事務所

（社）日本ホルスタイン登録協会内に置く。ただし、会期中は会場内に移す。

8. 出品頭数

概ね200頭とする。全国を8ブロックに分け、各ブロックにおおよその頭数を割り当てる。

9. 出品区分

- 1) 出品の区分は別表〔表1〕のとおりとする。
- 2) 区分の基礎となる年（月）齢は、生年月日を第1日とし、平成24年10月末日をもって算定する。

10. 出品牛の資格

出品牛はホルスタイン種の登録牛で、次の条件を備えたものとする。

- 1) 出品牛又はその母牛に検定条件は義務づけがないが、ベストプロダクションを申し込むものにあっては、検定成績証明書を有するものとする。
- 2) 第7、8部は後代検定娘牛の部とする。
- 3) 第6部の出品牛は妊娠確実なものとする。

11. 出品者の資格

協議会の会員となっている各都道府県同志会会員。

12. 申込期限及び申込方法

申込書に出品申込料および登録証明書の写し各1通を、平成24年10月19日（金）までに、事務局へ申込むものとする。

13. 経 費

- 1) 開催経費は、出品料及び広告・出展料をもって支弁する。
- 2) 出品料は1頭につき10,000円とする。その納付は出品申込みと同時に行い、出品申込み後において出品をキャンセルした場合返付しない。当日の会場申込みは1頭につき30,000円とし、防疫等の出品条件を満たしているものに限る。
- 3) 広告料は一頁30,000円（製版代は別）とし、概ね60頁を8ブロックに分け、各ブロックにおおよその頁数を割当てる。資材展示料は1小間（5.4㎡×3.6㎡）30,000円とし展示場は主催者の指示によるものとする。

14. 出品牛の搬入・搬出

- 1) 出品牛の搬入は平成24年11月20日（火）午後1時より午後5時、11月21日（水）午前9時30分より午後5時、11月22日（木）午前9時30分より正午までとし、会期中は搬出することができない。ただし、特別な事情があるときは協議のうえ処理する。
- 2) 搬出は主催者の指示によって行う。

15. 出品牛の防疫対策

主催者の指示に対する衛生検査及び予防注射を行い、その証明書を提示し、搬入に際しては車体等の消毒を受けなければならない。

16. 審 査

- 1) 審査員は主催者が委嘱する。
- 2) 審査の方法は審査員に一任する。
- 3) 審査に対して何人も異議を申し立てることはできない。

17. 出品作法の遵守

出品者は出品牛の欠点を隠す目的で体型を調整したり、牛体のいかなる部分でも施術によって変更したり、その他不正行為によって自らの栄誉とショウの権威を傷つけてはならない。なお、特に守るべき出品作法については別に定める。

18. 褒 賞

- 1) 褒賞は〔表2〕のとおりとする。ただし、出品頭数の状況によってその等級区分を変更することがある。
- 2) 経産の各部からベストアダーを選賞する。
- 3) 高等学校から出品されたものに対し、特別賞を贈呈することがある。

〔表2〕

区 分	グランド チャンピオン	リザーブ グランド チャンピオン	ジュニア		インターミディエイト		シニア	
			チャンピオン	リザーブ チャンピオン	チャンピオン	リザーブ チャンピオン	チャンピオン	リザーブ チャンピオン
未經産			1	1				
経 産	1	1			1	1	1	1

- 4) ベストアダー：経産の部（第7部～15部）から各1点選賞する。
- 5) ベストプロダクション：第8部、第11部～15部までの各部において、SCM乳量の最高位に対して、ベストプロダクション各1点を選賞する。ただし、検定成績証明済のもの。
また、第7部から12部までをインターミディエイトクラス、第13部から第15部までをシニ

アクラスとする。

6) 計算式 $SCM(kg)=12.3 \times F(kg)+6.56 \times SNF(kg)-0.0752 \times M(kg)$

19. 付帯事業

出品者並びに関係者による交歓パーティを開催する。

20. 運営委員会

このショウの開催に当たって、運営委員・顧問・参与・事務委員を設置する。

21. 付 則

- 1) 出品についての経費および事故による損害は出品者の負担とする。
- 2) 出品牛は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律 72 号）第 9 条に規定する所定の耳標を両耳装着しているものとする。
- 3) この開催要項で定めていない事項は、運営委員会において協議決定する。

〔表1〕

第8回全日本ブラックアンドホワイトショウ出品区分及び範囲

部 別	区 別			生年月日の範囲
第 1部	ホルスタイン種雌牛	未経産	10月以上12月未満	平成 23 年 11 月 1 日から 平成 23 年 12 月 31 日まで
第 2部	同	同	12月以上14月未満	平成 23 年 9 月 1 日から 平成 23 年 10 月 31 日まで
第 3部	同	同	14月以上16月未満	平成 23 年 7 月 1 日から 平成 23 年 8 月 31 日まで
第 4部	同	同	16月以上18月未満	平成 23 年 5 月 1 日から 平成 23 年 6 月 30 日まで
第 5部	同	同	18月以上20月未満	平成 23 年 3 月 1 日から 平成 23 年 4 月 30 日まで
第 6部	同	同	20月以上22月未満	平成 23 年 1 月 1 日から 平成 23 年 2 月 28 日まで
第 7部	同 (後代検定娘牛)	経 産	3歳未満	平成 21 年 11 月 1 日以降
第 8部	同 (後代検定娘牛)	同	3歳以上4歳未満	平成 20 年 11 月 1 日から 平成 21 年 10 月 31 日まで
第 9部	同	同	30月未満	平成 22 年 5 月 1 日以降
第 10部	同	同	30月以上36月未満	平成 21 年 11 月 1 日から 平成 22 年 4 月 30 日まで
第 11部	同	同	36月以上42月未満	平成 21 年 5 月 1 日から 平成 21 年 10 月 31 日まで
第 12部	同	同	42月以上48月未満	平成 20 年 11 月 1 日から 平成 21 年 4 月 30 日まで
第 13部	同	同	4歳以上5歳未満	平成 19 年 11 月 1 日から 平成 20 年 10 月 31 日まで
第 14部	同	同	5歳以上6歳未満	平成 18 年 11 月 1 日から 平成 19 年 10 月 31 日まで
第 15部	同	同	6歳以上	平成 18 年 10 月 31 日以前

[別記]

出品作法の遵守

1. 守るべき出品牛マナー

- 1) 牛体のいかなる部分でも、医療的整形をしてはならない。
- 2) 薬剤などを使用して不自然に活気づける、あるいは神経過敏を防ぐ、跛行を隠すなどの行為をしてはならない。
- 3) 牛体部分の凹みをたたいて盛り上げる、皮下に異物を挿入する、パウダーなどで外貌の輪郭を変えるなどの行為をしてはならない。
- 4) 不自然な方法で、乳房の形を調整したり、乳頭の形や方向を修正してはならない。
- 5) 色素などを利用して、牛体特に乳房の自然の色彩を変えてはならない。
- 6) 過度の給水など人工的方法で腹部を膨らませてはならない。
- 7) 背線や尾根部などに過剰な体毛操作(つけ毛、植毛)を施してはならない。
- 8) 背線や尾根部の毛の長さは4cmを超えてはならない。

2. 守るべき出品者マナー

- 1) 服装は、上下とも白色のものを着用し、牧場名等の文字を入れてはならない。
- 2) 品位ある態度で序列決定に従い、審査講評が終わるまで、みだりに出品牛を動かしてはならない。
- 3) 審査中に出品牛の間隔をみだりに空けたり、他の出品者の妨げとなる行為をしてはならない。
- 4) 産次及び分娩月日等を不正確に伝えてはならない。

3. 出品牛の確認

過剰な準備を施していると認められる時は、直ちに行為の停止、若しくは人工的に加えられた異物等の排除と、獣医師による診療カルテ・診断書等の提出を求めることがある。

これらに従わない場合、若しくはその行為が悪質であると認められた時には、共進会への出品を拒否することがある。